



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則（総務私学課）…………… 1
- 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（子育て支援課）…………… 1
- 健康増進法施行細則の一部を改正する規則（健康長寿課）…………… 2

### 告 示

- 肥料の登録（営農支援課）…………… 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）…………… 3
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 4
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 4
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課）…………… 5

### 訓 令

- 沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 5

### 企業局事項

- 沖縄県企業局職員就業規程及び沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程…………… 5

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員就業規程及び沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程…………… 6

### 教育委員会事項

- 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則等の一部を改正する規則…………… 6
- 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… 7

## 規 則

私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第68号

#### 私立学校等に係る学校教育法施行細則の一部を改正する規則

私立学校等に係る学校教育法施行細則（平成16年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第7条及び第10条中「第5条第1項」を「第5条第2項」に改める。

第26条中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

第28条中「第5条第1項」を「第5条第2項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第69号****沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号イ中「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に、「外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に改める。

附則に次の4項を加える。

（幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

- 9 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6条本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1人となる場合には、当分の間、同条の規定により置かなければならない職員のうち1人は、同条の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として認めることができる。
- 10 第6条の表備考1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、また、当該小学校教諭等免許状所持者は次の各号に掲げる場合を除き、保育に従事してはならない。
  - (1) 小学校教諭の普通免許状を有する者が第6条の表備考1に定める者とともに満3歳以上満5歳に満たない園児の保育に従事する場合又は満5歳以上の園児の保育に従事する場合
  - (2) 養護教諭の普通免許状を有する者が第6条の表備考1に定める者とともに満3歳以上の園児の保育に従事する場合
- 11 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条の表備考1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、また、当該者は第6条の表備考1に定める者とともに保育に従事する場合を除き、保育に従事してはならない。
- 12 前2項の規定により第6条の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者及び知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同条の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県規則第70号****健康増進法施行細則の一部を改正する規則**

健康増進法施行細則（平成16年沖縄県規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「注」を「備考」に改める。

第5号様式（その1）（表）中

他施設との連携	あり・なし
---------	-------

を

(裏面の記入もお願いします。)

他施設との連携	あり・なし
---------	-------

備考

- この様式において、小学校には、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含むものとする。
- この様式において、中学校には、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含むものとする。

(裏面の記入もお願いします。)

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第552号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次のとおり肥料の登録をした。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%) その他の規格	生産業者		登録年月日
				氏名又は名称	住所又は所在地	
沖縄県生 第247号	魚廃物加工 肥料	エコ・フィ ッシュ肥料	窒素全量 9.0 りん酸全量 5.5	有限会社沖縄化 製工業	沖縄県南城市大 里字大城1927番 地	平成28年10月18 日

沖縄県告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり兼箇段土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	金城俊邦	うるま市字兼箇段229番地
理事	比嘉豪志	うるま市字兼箇段191番地
理事	金城孝	うるま市字兼箇段641番地 1
理事	島袋昇	うるま市字兼箇段169番地 2
理事	金城盛孝	うるま市字兼箇段447番地 1
理事	金城築太	うるま市字兼箇段280番地 2

理事	平安名兼康	うるま市字兼箇段114番地
監事	古謝安雄	うるま市字兼箇段778番地
監事	安座間健	うるま市字兼箇段742番地 3

任期 平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

## 2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	島袋弘	うるま市字兼箇段586番地
理事	宮里善一	沖縄市登川一丁目17番1号
理事	田場盛文	うるま市字兼箇段244番地
理事	阿嘉哲治	うるま市字兼箇段453番地
理事	金城文雄	うるま市字兼箇段238番地
理事	島袋善盛	うるま市字兼箇段266番地
理事	上間喜友	うるま市字兼箇段720番地 3
監事	田場増栄	うるま市字兼箇段193番地
監事	玉城賢三	うるま市字兼箇段173番地

### 沖縄県告示第554号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 解除予定保安林の所在場所 名護市字真喜屋黒崎889番4（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 解除の理由 公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第555号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成28年10月25日から同年11月7日まで一般の縦覧に供する。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 道路の種類 県道
- 路線名 11号線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	豊見城市字高安415番から 豊見城市字高安1172番まで	9.9m ～ 31.7m	1320.0m

新	豊見城市字高安415番から 豊見城市字高安601番1まで	9.9m ～ 31.7m	1320.0m
	豊見城市字高安415番から 豊見城市字高安601番1まで	30.0m ～ 104.9m	1288.0m

**沖縄県告示第556号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、糸満市武富士地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 糸満市字武富地内
- 2 公共測量を実施した期間 平成28年7月21日から同年9月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量）

## 訓 令

**沖縄県訓令第47号**

知 事 部 局

沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年10月25日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県職員服務規程の一部を改正する訓令**

沖縄県職員服務規程（昭和47年沖縄県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第11号様式の2（表面）及び第11号様式の3中「小学校に」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成28年10月25日から施行する。

## 企 業 局 事 項

**沖縄県企業局管理規程第12号**

沖縄県企業局職員就業規程及び沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年10月25日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 町 田 優

**沖縄県企業局職員就業規程及び沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程**

（沖縄県企業局職員就業規程の一部改正）

**第1条** 沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

（沖縄県企業局職員服務規程の一部改正）

**第2条** 沖縄県企業局職員服務規程（昭和50年沖縄県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第10号様式の2（表）及び第10号様式の3中「小学校に」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特

別支援学校の小学部に」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成28年10月25日から施行する。

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第9号

沖縄県病院事業局職員就業規程及び沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年10月25日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

#### 沖縄県病院事業局職員就業規程及び沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程

(沖縄県病院事業局職員就業規程の一部改正)

**第1条** 沖縄県病院事業局職員就業規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

(沖縄県病院事業局職員服務規程の一部改正)

**第2条** 沖縄県病院事業局職員服務規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第24号様式の2及び第24号様式の3中「小学校に」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成28年10月25日から施行する。

## 教育委員会事項

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則等の一部を改正をする規則をここに公布する。

平成28年10月25日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

### 沖縄県教育委員会規則第12号

#### 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則等の一部を改正をする規則

(沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第11号様式中  
「 中学校 「学校名  
を に改める。  
本人住所 」 本人住所」

(学校教育法施行細則の一部改正)

**第2条** 学校教育法施行細則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「小(中)学校設置届書」を「〇〇学校設置届書」に、「小(中)学校を」を「〇〇学校を」に改める。

第7号様式中「小(中)学校の分校設置届出書」を「〇〇学校分校の設置届出書」に、「〇〇小(中)学校の」を「〇〇学校の」に改める。

(沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正)

**第3条** 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則（昭和50年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中 「年 月 日 中学校卒」 を

「年 月 日 卒」 に改める。

(教育職員免許状に関する規則の一部改正)

**第4条** 教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2号様式注中「小学校」の次に「又は義務教育学校の前期課程」を加える。

第11号様式注中「小学校・中学校」を「市町村立学校」に改める。

(沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

**第5条** 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「出身中学校長」の次に「、義務教育学校校長又は中等教育学校長」を加える。

別記様式中 「(出身中学校) \_\_\_\_\_」 を

「(出身学校) \_\_\_\_\_」 に、

「上記のとおり相違ないことを証明する。  
  
年 月 日  
  
中学校長 印」 を

「上記のとおり相違ないことを証明する。  
  
年 月 日  
  
学校長 印」 に

改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**沖縄県教育委員会訓令第10号**

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年10月25日

沖縄県教育委員会  
教育長 平 敷 昭 人

**沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令**

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第24号様式の12（表）及び第24号様式の13中「小学校修学」を「小学校就学」に、「小学校に修学」を「小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成28年10月25日から施行する。

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4</p>
--	--